

# きざりのわら

NO.124  
月刊

昭和四十三年十月一日 発行 (非売品)  
岡山県都窪郡吉備町東町一三五字垣方

吉備親老協会

第114号

## ○ 国郡里の制定に ついて

我が国が漸く統一国家として大和朝廷が成立した七世紀の大化年間には政治の基本方針として法律が制定せられ全国を国郡里(里は六十余年後になつて郷と改稱した)の行政区画に分けて中央集権的行政制度が設けられた。備中は播磨、美濃、加賀、下道、山陽道の五郡にわけられた。下道の郡名は東西に往来する道筋にあたる郡なので上道の郡(備前)といひ、後々の国を下道の郡(備中)という。この道が我が国最初の大踏で大和から九州太宰府に通ずる山陽道である。其後和名類聚鈔によれば十世紀の初期に備中は播磨、阿賀、美濃、下道、山陽、後月、浅口、都宗、窪屋の九郡にかわつた。これは南部地方が瀬戸内海に面した海浜であつたが新次開拓されて陸地となり広大な平地となつたので新しく郡名が起つたのである。

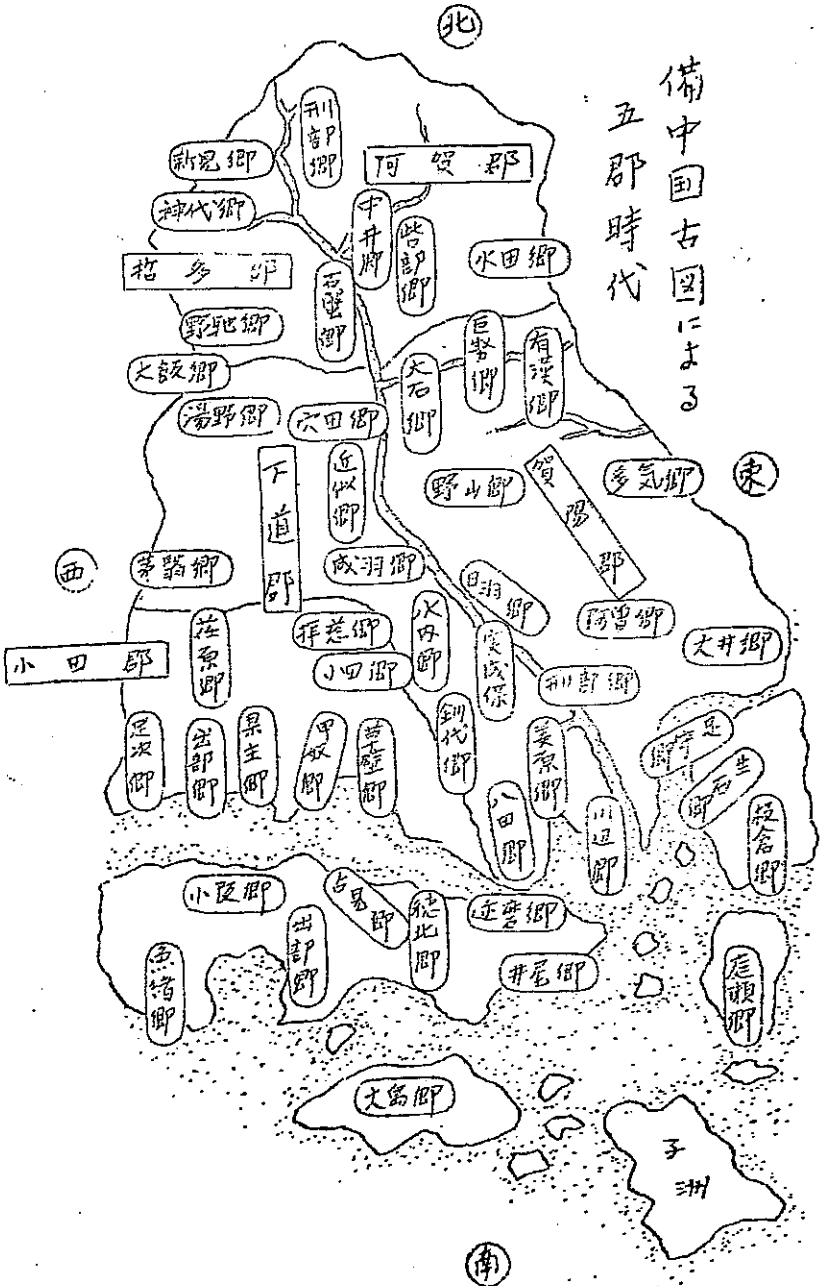
其後幾度か行政区画が時代の要求によつて変更し阿賀、播磨、河上、上方、後月、小田、下道、加賀、浅口、窪屋、都宗の十一郡となり、後々九郡となり現在には阿賀、上方、吉備、河上、都窪、浅口、小田、後月、八郡になつたのである。

七世紀末に定められた律令を見ると国はその回勢に應じて大上、中、下の四等級に分かれていた。備中は上国に数えられ中央政府から派遣された地方官として国司が統治し国内の行政、司法を掌り、郡には郡司が置かれていた。郡司は多くは地方の土豪から採用され七世紀末に、国司の指揮監督目を受けていた。(備中国府は

二

## 備中国古国による

### 五郡時代



第六野支  
既者篇  
藤原保  
則の頂備  
中国府村  
近参照)

## ○ 南部地方の同程事業に ついて

備中の国南部には七世紀時代には大牟は瀬戸内海に面した海浜であつたが高梁、足守、吉備、瀬川などの河川から洪水毎に流出する土砂によつて埋没し後在大陸から

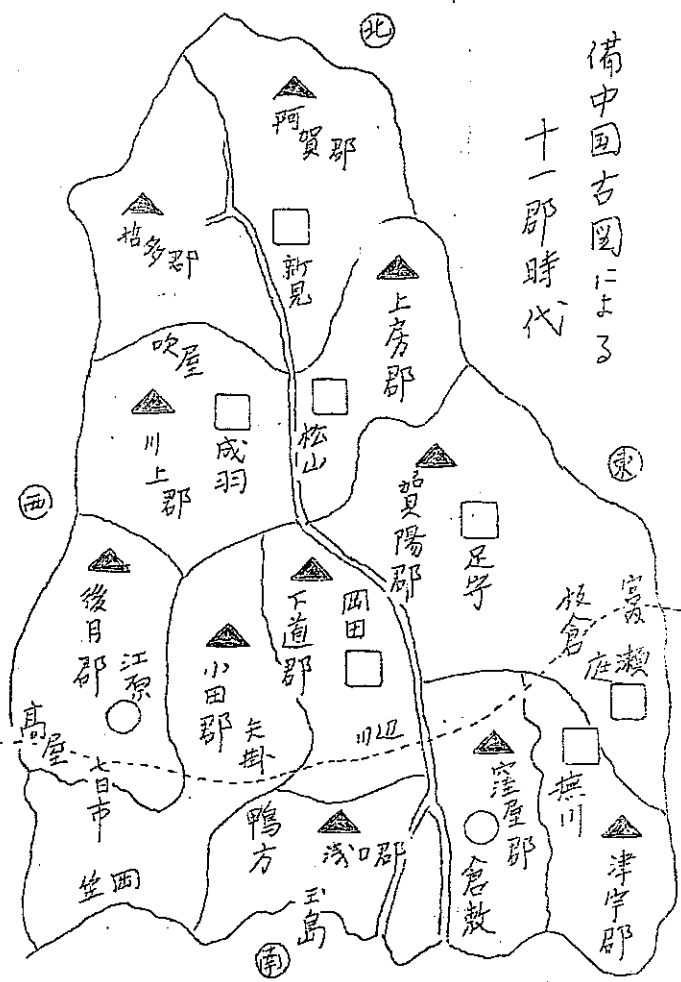
渡ってきた多くの漢民族が安住の地を求めて土着し、新次開墾が始められ都守窪屋、浅口などの郡名が新しく生れたのである。即ち吉備町から庄村、倉敷に至る開墾は最も古く万寿三庄といわれる耕地である。十世紀の万寿年間に関わられたもので、西庄、中庄、東庄に分かれていた。いまに地名として残っている所もある。(庄とは奈良朝時代からの庄園(荘)の名前から起った地名である。庄園の起りは個人が墾田した土地で永世私有を許された。従って官有地ではなく惣税の義務がないので警察力も自衛により運営された。それが後ちに架立して公家政權を倒す原因となつて武家の起りとなつた)それ以前後して花尻の沖合、延友、六間川に沿つた土地が開墾されて鋤鎌を入るようになった。延友地内は慶長七年(一六〇二)戸川氏が庭頼に就封間もなく朝止築堤工事が始まり大々的に開拓に着手せられた。

徳川幕府に上つて増産増進奨励のため各藩に命じて成田に新開地を造らした。開墾は海川の附洲や池沼の埋立や山野の荒蕪地を切り開いて耕地に改良せんとするもので、これは先づ幕府に出願し許可によつて行われるものである。出来後は「鎌下年季」といつて開墾者に一定期間までは無租税にて作らせ、後ちに志段歩に付金貳分乃至それ以下を納めさせ、また「一分下歩」といつて開墾を察見し成功したものには該地租の十分の一を與え終身下歩せらるるを法で定めた。よつて各藩では成田に実施したのである。

吉備町附近の起源は記録によると天正十二年(一五八四)高松城水攻めの合戦後宇喜多秀家の領地となり備中組頭岡豊前判膳の差配となりその家臣の千

原九右エ門勝則を奉行とレ任命を受け倉敷から早島にかけて朝止の堤防を築いて新田を開いたことに始まり戸川諸家が領主となつてからこれを受継いだ。ソまに宇喜多堤の遺蹟が残つてゐる。これが鬼島湾の開墾事業の嚆矢といわれ、鬼島湾は最も開墾上に適してゐるので広く事業に着手せられ数百町歩の田地を開いたのである。

備中国古圖による  
十一郡時代



- 一、延宝七年 帯高 都窪郡帯江村(倉敷)五十余町。
- 一、早高 都窪郡豊州村(倉敷)五十二町二反余。
- 一、寛文三年 久々原 都窪郡早島町 十八町歩
- 一、延宝七年 前湯 都窪郡早島町
- 一、寛永八年 福田新田 都窪郡福田村大福
- 一、寛永五年 古新田 都窪郡福田村大福の古新田 九十三町五反九畝
- 一、寛永八年 福田新田 都窪郡福田村大福
- 一、美永元年 西田 都窪郡豊州村(倉敷) 八十三町八反余
- 一、寛文三年 久々原 都窪郡早島町 十八町歩
- 一、延宝七年 前湯 都窪郡早島町
- 一、百十五町五反余

記録による開墾を示すと

一 延宝七年 高須賀 都窪郡豊洲村 五十八町一反余

元禄三年(一六九〇)添新田

一 元禄元年(一六八八)村前新田 都窪郡妹尾町 二町九反六畝步

一 〃 外野 都窪郡大福村大福 二十三町七反九畝步

一 元禄三年(一六九〇)多七新田 一町八反二畝步

一 〃 作右工門新田 二町九反一畝步

一 〃 浜前新田 妹尾町 二町九反二畝步

一 元禄八年(一六九五) 九右工門新田 大福村大福 一町二反廿二步

一 元禄十年(一六九八) 古川 都窪郡早島町 八町步

一 元禄十六年(一七〇三) 八郎右工門新田 都窪郡妹尾町 二町五反四畝步

一 宝永四年(一七〇七) 宮崎割 早島町 廿町步余

一 〃 早島新田 茶屋町 二百廿七町四反五畝步

一 〃 帯江新田 〃 〃 百九十八町五反三畝步

浅口郡内

一 寛永元年 長尾内新田 浅口郡長尾町

一 寛永六年 河内新田 〃 西阿知町 三百廿町步

一 正保元年 船穂新田 〃 船穂村 二百六町步

一 萬治元年 連島新田 〃 連島町 八十町步

一 萬治二年 玉島新田 浅口郡玉島町 八十町步

一 延宝四年 亀島新田 〃 連島町 二百八町步

備前領内

一 寛永五年 御津郡福浜村平福 福富、浜田

一 寛永七年 〃 〃 福成

一 寛永八年 〃 〃 福田、福島

一 寛永十四年 〃 〃 芳田村米倉

一 養徳二年 〃 〃 多新田

一 元禄四年 上道郡、三幡、沖田、老政、津田、九幡

岡銀は徳川幕府時代にさかんに行われたが、大土木事業にして小資本では到底出来なかつた。莫大な投資を投じて二年三年では満足な作物は望めず、動定のあわいな事業である。戸川氏の如き小領主はその資金に断たらず苦心したもののせい。早島領主四代戸川安晴の時代にその家臣数田知忠に命じて正徳の頃(一七二四頃)豊洲新田(倉敷)その他の岡銀に着手したが資金に乏しく、大阪の商人から莫大の金子を借り受けたが返済期間がきても容易に支払うことが出来ず困ったことが文獻に遺つてゐる。

○ 明治以後における行政改革につれて (その三) 倉敷天領地并に撫川、妹尾 明治四年に藩を廢して県を置なれることになつて、

早島、帯江などの領考領地は悉く合併して倉敷県となり、後方に深津県、小田県となり明治八年になつて岡山県に編入されて今日に至つたのである。この時郡制が敷かれた都庁、宍屋両郡は、いづれが一時期郡役所が倉敷村に置かれたが同十一年に都庁郡役所を松川村に移した。その應徳寺内で事務をとつてゐた。しかし同廿七年に再び倉敷村に移り、同廿三年四月一日両郡が合併し双方の頭文字をとつて都庁津郡と改められた玉泉寺(官形山の東麓にあつた寺院であるが、いまは廢絶してしまつた)で行務をとつたが同四十二年七月には旭所に新庁舎を新築してここに移轉した。しかし大正十三年に郡制廢止となり、郡長は同十五年六月廿日罷免された(そのあとの建物は永く倉敷税務署となつてゐた)が賀陽郡は高松所原古木の田花房頼平の屋敷内に置かれたが賀陽郡は同廿三年四月一日の改定で下道郡の一部を加えて吉備郡となり役所は総社に移された。下道郡の大部分は川上郡になつたのである。

代々の郡長名を列記す

都庁郡長

- 大橋正香 明治十一年九月廿日より同十三年六月廿五日まで
- 木下景命 同十三年六月廿八日 同十五年九月十二日
- 花房頼平 同十五年九月十六日 同十六年九月十四日
- 橋本貞固 同十六年九月十四日 同廿五年七月十六日
- 松山清心 同廿五年七月十六日 同廿七年三月廿一日

宍屋郡長

- 林 孚一 明治十一年九月廿日 明治十六年一月四日
- 戸川晚香 同十六年一月八日 同十八年十一月九日
- 笠原 謙 同十八年十一月十一日 同十八年十二月十日
- 三増和造 同十八年十二月十日 同十九年八月廿八日
- 森田佐平 同十九年九月廿八日 同廿六年十一月十一日

都庁、宍屋両郡長兼任

- 松山清心 明治廿六年一月十五日より同廿七年三月廿一日
- 武知高吉 同廿七年四月一日 同廿九年二月廿六日
- 一山昌衛 同廿九年三月十六日 不明
- 小沢 恭 同廿二年四月八日 同廿三年三月廿一日

都庁郡長

- 小沢 恭 同廿三年四月一日 不明
- 高木幸文 同廿五年七月廿五日 不明
- 古沢義三郎 同廿七年十二月十二日 同四十四年六月廿日
- 藤沢庄平 同四十四年六月廿日 不明
- 武南新一郎 大正三年七月十日 不明
- 今日佐吉 同十一年三月十日 大正十二年二月廿八日

飛田謙蔵 大正十二年二月廿八日  
高見幸夫 同十三年五月廿日

同十三年五月廿日  
同十五年六月廿日  
郡制廢止

賀陽郡長

貴島磯磨 明治十一年九月廿日  
手代本勝隆 同十二年十月廿五日  
花房龍居 同十六年九月十四日  
小野稔一 同二十年十月十九日  
吉備郡長(一三三四一郡名改正)

同十二年十二月五日  
同十六年九月十四日  
同二十年十月十九日  
同廿三年三月廿一日

初代不明

妹尾経時 大正三年七月

同六年八月

塩川正蔵

同六年八月

同八年十一月

久山知政

同八年十一月

同十一年二月

寺段頼甫

同十一年二月

同十三年十二月

和泉虎蔵

同十三年十二月

同十五年六月廿日

吉備町は昭和十二年五月十二日吉備郡庭瀬、都窪郡塩川両町が合併して吉備町となり、都窪郡に編入される。今日に至る。当時、塩川町役場は徳徳寺の東隣り、いまの吉備町農協同組合塩川支所のあり、庭瀬町役場は

いまの宗町岸并菊野の屋敷の處であった。

歴代の町長名は

庭瀬町長 太田世四郎 — 段井通之 — 大飼当弘 — 高島多七郎 —  
太田有一 — 八代真喜次 — 大飼 董 — 高橋福次郎

塩川町長 難波廉一郎 — 太田清作 — 吉田矩夫 — 太田和一郎  
両町合併後の吉備町長名は

太田和一郎 昭和12、5、12より18、5、21まで、昭和十八年五月廿一日六十三歳で没した。徳徳寺に墓がある。法名有隣院徳山明和居士。

森安伊之吉 昭和十八年五月より昭和廿二年五月まで、昭和廿六年十二月廿七日八十歳で没す。墓は東花屋西谷にある。法名慈念院宗行日勤沙弥住。

難波貞一 昭和廿二年五月より昭和廿四年五月まで、明治廿二年十月十六日下塩川二百十二番地に生れた。現在倉敷市天城に居住している。

難波謙治 昭和廿四年六月一日より昭和廿八年六月十五日まで、昭和廿九年十二月廿七日没した。年六十四歳。庄村瀬口の菩提地に葬る。法名法音院謙徳白水居士。

高木 昭和廿八年五月現職。吉備町庭瀬川入出身である。(おわり)

吉備町 平野 書籍と文具 吉備町 庭瀬

吉備タタシ

電話 ③ 1414  
話 ③ 0350

目黒都文堂

電話 ③ 0219  
有 三〇一六